

「思いやり生活」を基本に（新型コロナウイルス感染症 5 類へ）

保護者の皆様もご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症は、5月8日（月）付けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行しました。これにより、約3年3ヶ月にわたった感染症にかかる様々な規制や行動制限にも一つの節目を迎えたことになりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は完全に終息したわけではありません。「あまりコロナを心配し過ぎていては、何もできない」とお考えの方もいれば、「やはり心配。まして、私や子どもは基礎疾患もあるし」という方もいます。



私はこれからますます「思いやり」が大切になると考えています。学校や社会にはいろいろな気持ちや考え、主義・主張を持つ人がいたり、強健な身体を持つ人もいればそうでない人もいたりします。楽しく談笑して食事をしたい人もいれば、それに消極的な人もいます。

だからこそ、自分以外の人を思いやる生活が、子どもも教職員も保護者・地域の方も必要になってくるのではないのでしょうか。このことは、これからますます多様化していく社会に生きる子どもたちにとって、しっかりと確実に身に付けるべき重要な資質かと私は考えています。

「思いやり生活」をベースに、子どもと教職員と保護者・地域の皆様といっしょに新たなフェーズに入った三郷小をつくっていきたくて願っております。

「思いやり生活」のポスターを校舎内に掲示

「思いやり生活」については、先ほど述べたとおりですが、現在、本校の校舎内に「思いやり生活」のポスターをたくさん掲示しています。モノクロ印刷ですとわかりにくいのですが、本校HPやデジタル配信をご覧くださいませと幸いです。

このポスターですが、

○たくさんの色鉛筆は、三郷小の684名の大切な子どもたちを表しています。

○684名の子どもたちは、みんなそれぞれ個性を持っています。それを色鉛筆の色のバリエーションが表しています。

○中央部分のハートマークは、思いやりを表しています。

○「思いやり生活」の影文字の色は、本校のアイデンティティカラーの一つ、ターコイズブルーです。



学校における新型コロナウイルス感染症対策

5月2日（火）に伊勢崎市教育委員会の三好賢治教育長名の通知文にて、保護者の皆様方には5類移行後の各対応等につきまして、お伝えしたところですがあらためていくつかお話しさせていただきます。

まず、5類感染症移行後も、三郷小学校では、

- (1) 家庭と連携しながら児童の健康状態を把握します。ただし、今まで行っていた、毎朝の各ご家庭での検温結果や体調を健康観察記録表に記録して、担任あて提出していただくことを求めません。
- (2) 教室等の学習環境において、適切かつ確実に換気を行います。
- (3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットについて、引き続き指導します。

なお、マスクについては着用を求めないことを基本としますが、着脱を強いることはしません。

- (4) 給食等の食事の場面における「黙食」の指導は行いません。「黙食」から「思いやり食」（クラスの誰もが楽しく、気持ちよく安心していただける給食）へと、指導の転換を徹底していきます。
- (5) 身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスのとれた食事」を心がけるよう指導します。
- (6) 地域や三郷小校内において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ① 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ② 児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じていきます。



各ご家庭にて行っていただきたいことから

- (1) 児童の登校前の健康状態の確認をお願いします。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校を控え、かかりつけ医等に連絡し、受診するようにしてください。受診の結果、感染が確認された場合は、学校へ速やかにご連絡ください。発症日にさかのぼり、発症日翌日から5日間を基準に出席停止といたします。5日間の期間内に解熱し、咳やのどの痛みといった症状が改善され、1日が経過していれば、6日目より登校再開となります。
「発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある」のみで、感染が確認されない場合、学校を休む際は「欠席」の扱いとなります。
- (3) 繰り返しとなりますが、児童本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日として5日間を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過した期間」を出席停止とすることをご承知ください。
- (4) 出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されていることをご理解いただき、強制するものではございませんが、できるだけマスクを着用していただきたくお願い申し上げます。
- (5) 今後は濃厚接触者の特定は行われません。このことにより、同居家族の感染が確認された場合等における児童の待機の制限はなくなります。したがって、もしもこのケースで学校を休む場合は、以前のように「出席停止」扱いではなく「欠席」扱いとなります。また、学校で新型コロナウイルス感染症の感染者と接触し、感染対策を行わずに飲食を共にした場合も同様で、学校を休む場合は「欠席」扱いとなります。
- (6) 登校にあたり感染の心配や不安があり、学校を休ませたい場合、原則として、以下の事由に該当しない場合は「欠席」扱いとなります。（まずは学校にご相談をいただくとありがたいです。）
 - ① 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が認めた場合。
 - ② 医療的ケアを必要とする児童及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないとして校長が判断した場合。



なかなか言葉や文章で伝わらない部分もあるものです。どうか不明な点や不安な点がございましたら、ご遠慮なさらずに、学校（担任）あてにお問い合わせ願います。

言葉を紡いで思いを伝える学習

上毛新聞の中の「上毛ジュニア俳壇」のコーナーにつきましては、「三郷っ子だより」の第2号でお伝えしました。第2号発行以降に、本校児童のすばらしい俳句が掲載されましたので、ご紹介します。「自分が感じたこと・思ったことを、自分の言葉できちんと相手に伝えること」って、とても意義ある学習活動です。

<4月27日（木）「上毛ジュニア俳壇」掲載>

朝おきて風がすうすうさむい春

3年 鈴木 明依さん

